

# 秋田公立美術大学大学院修士課程における研究指導に関する細則

平成30年11月27日

規 程 第 20 号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学位規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第92号。以下「学位規程」という。）第14条に基づき、秋田公立美術大学大学院（以下「大学院」という。）における修士課程の学位授与のための研究指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導教員)

第2条 指導教員については、1年次前期に大学院学生（以下「学生」という。）1名につき、仮指導教員1名を配置する。

2 1年次後期には、学生1名につき、指導教員1名及び副指導教員を配置する。

3 指導教員の配置においては、学生の研究テーマに基づき、研究科教授会において決定し、学生に通知する。

(研究指導)

第3条 仮指導教員は、担当する学生の研究テーマ設定が適切に行えるよう指導し、1年次前期における「特別研究」の担当教員となる。

2 指導教員は、担当する学生の「修士論文」又は「修士制作及び修士制作報告書」（以下「修士論文等」という。）の研究指導を行い、「特別研究」の担当教員となる。

3 副指導教員は、指導教員と協同して学生の修士論文等の研究指導および助言を行う。

(研究発表)

第4条 学生は、研究テーマや研究構想、修士論文等の研究経過を報告するための研究発表を定期的に行う。

2 指導教員ならびに副指導教員は、研究発表で学生が受けた指摘、助言等を踏まえて、学生に解決方法等を指導する。

3 研究発表の時期については、別表のとおりとする。

(研究指導計画)

第5条 各研究指導の実施時期については、別表のとおりとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、研究指導に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月27日から施行する。

附 則 (令和7年1月24日規程第20号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

年次	研究指導計画
1 年 次	<p>履修ガイダンス（入学後）</p> <p>学生が入学後、履修ガイダンスを実施し、研究指導スケジュールの他、修了要件や各科目の配置目的、履修方法、成績評価等の説明を行う。</p>
	<p>仮指導教員の決定（4月）</p> <p>学生は、研究科教授会へ希望する研究分野等を申請し、研究科教授会は、学生の希望と入学時に提出された研究計画書を踏まえ、研究分野に適する仮指導教員1名を決定する。</p> <p>仮指導教員決定後、学生と指導教員とで相談のうえ、研究指導計画を作成する。</p>
	<p>研究テーマの検討（4月から9月）</p> <p>学生は、1年次前期で行われる授業科目を通じて研究テーマを考察し、指導教員は、学生の考えや求める研究内容を踏まえ、適切な研究テーマの設定が行えるよう指導する。</p>
	<p>研究テーマの発表および指導教員の決定（10月）</p> <p>学生は、1年次前期での経験や仮指導教員の指導、助言を踏まえて、研究テーマを決定し、発表会でプレゼンテーションを行う。</p> <p>研究科教授会は、発表内容を踏まえ、適した指導教員1名と副指導教員を決定し、学生に通知する。</p> <p>指導教員決定後、学生と指導教員とで相談のうえ、研究指導計画を作成する。</p>
	<p>研究構想の作成および指導（10月から3月）</p> <p>学生は指導教員および副指導教員の指導、助言を受けながら、研究テーマに沿った研究構想を立案する。</p> <p>指導教員は、文献検索、文献抄読、研究方法の提示等を通じて研究構想の作成を指導する。</p>
2 年 次	<p>研究構想の発表（4月）</p> <p>学生は、研究科教授会が開催する研究構想発表会において、研究構想を発表する。指導教員は、発表内容に係る課題等を指摘し、修士論文等の作成に向けた指導を行う。</p> <p>学生と指導教員とで相談のうえ、研究指導計画を作成する。</p>
	<p>中間報告（7月）</p> <p>学生は、研究科教授会が開催する中間報告会において、研究経過の報告を行う。指導教員は、報告内容に係る課題等を指摘し、修士論文等の完成に向けた課題解決方法等を助言する。</p>

年次	研究指導計画
2 年 次	<p>修士論文等の作成等の指導（8月から1月）</p> <p>学生は、中間報告までの成果をもとに修士論文等の制作を開始する。指導教員は、学生の修士論文等の作成について、作品制作、論文全体の構成、データ整理・分析方法、図表の作成、引用文献の記述法など、完成までの必要な指導を行う。</p>
	<p>中間発表（10月）</p> <p>研究科教授会は、修士論文等に関する中間発表会を開催する。学生は、中間発表を行い、発表内容に対する問題点や課題の指摘、加筆・修正の助言等を受ける。指導教員は、副指導教員とともに指摘、助言等を踏まえて、学生に解決方法等を指導する。</p>
	<p>修士論文等題目届の提出（11月）</p> <p>学生は、修士論文等の題目を決定し、研究科教授会へ提出する。</p>
	<p>修士論文等審査における主査、副査の決定（1月）</p> <p>研究科教授会は、学生の研究成果である修士論文等を審査する主査1名、副査2名を調整、合議のうえで決定し、学生に通知する。</p>
	<p>修士論文等の提出および最終試験（1月）</p> <p>学生は、修士論文等を所定の期日までに提出する。</p> <p>主査および副査は、提出された修士論文等を審査し、その内容および研究対象となった領域に関する最終試験（口頭試問）を行う。</p>
	<p>公開発表会（2月）</p> <p>研究科教授会は、修士論文等に係る研究発表の場として、公開発表会を開催し、学生は自身の研究成果を発表する。修士論文等を審査した主査および副査は、発表内容に係る課題等を指摘、助言する。</p> <p>指導教員は、主査および副査から指摘された課題への対応方法に関する指導を行い、学生は、指導教員のもとで必要な対応を行い、修士論文等を完成させる。</p>
	<p>修士課程の修了および学位の授与（3月）</p> <p>学生は、最終試験（口頭試問）および公開発表会での指摘事項を修正した修士論文等を提出する。</p> <p>主査および副査は、提出された修士論文等の審査を行い、審査結果を研究科教授会に報告する。</p> <p>研究科教授会は、主査および副査による審査結果ならびに最終試験（口頭試問）の判定結果ならびに当該学生の単位取得状況を踏まえて修士課程修了の可否を判定する。</p> <p>学長は、研究科教授会の判定結果に基づき、学生の修士課程の修了を認定し、修士の学位を授与する。</p>